

(案)

滋行経推第 号
令和5年(2023年)9月 日

(本庁)各所属長 様

総務部行政経営推進課長

窓口機関の窓口開設時間の見直しに向けた各部局における検討について

令和5年3月策定の「滋賀県行政経営方針 2023-2026」では、経営資源が限られる中、今後増大が見込まれる新たな行政需要等に機動的に対応していくため「業務の見直し・効率化」を重点取組として位置付け、職員一人ひとりが業務を不断に見直していくこととしています。それに先立ち、昨年度より全庁的に進めている業務の見直しの項目の一つとして、窓口機関の窓口開設時間の見直しに着手したところです。

問題意識を持つ所属・機関にお集まりいただき、3回の意見交換会を開催し、窓口の実状等の共有、議論を重ねた結果、別紙のとおり、原則として窓口開設時間を9時～17時に統一することを検討しています。

については、所管の窓口機関の窓口開設時間について考え方を整理していただき、原則によりがたい場合には、当課あて報告いただきますようお願いいたします。

記

1 照会事項

別紙の基本的な考え方を踏まえ、原則どおりの実施(9時～17時)が難しい窓口がある場合、その理由とあわせて当課までご報告ください。

地方機関を所管する所属については、地方機関についても取りまとめの上、報告してください。

2 回答方法

別紙回答様式により、当課あてメールでご報告ください。【令和5年9月29日(金)〆】

※窓口時間については、当課で取りまとめ、公表を予定しています。

総務部行政経営推進課
業務改革係 馬場、登
電話:077-528-3295
メール:bj00@pref.shiga.lg.jp

